

令和四年四月二十八日付け広島県公告（危険物の取扱作業の保安に関する講習の実施の公告）における後期の講習年月日等が決定したため、次のとおり実施する。

令和四年九月八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 後期講習年月日及び場所

講習日	講習種別		場所
	午前	午後	
令和四年一月二十八日	給油取扱所	その他	廿日市市
令和四年一月二十九日	給油取扱所	その他	廿日市市
令和四年二月七日	その他	コンビナート	福山市
令和四年二月八日	給油取扱所	その他	福山市
令和四年二月一四日	コンビナート	コンビナート	大竹市
令和四年二月一五日	コンビナート	コンビナート	大竹市
令和四年二月二〇日	給油取扱所	その他	東広島市
令和四年二月二二日	給油取扱所	その他	東広島市
令和五年一月二二日	その他	その他	呉市
令和五年一月二三日	給油取扱所	その他	呉市
令和五年一月二八日	給油取扱所	その他	三次市
令和五年一月二九日	給油取扱所	その他	三次市
令和五年一月二四日	給油取扱所	その他	三原市
令和五年一月二五日	給油取扱所	その他	三原市
令和五年一月二六日	給油取扱所	その他	尾道市
令和五年二月一日		その他	広島市
令和五年二月二日	給油取扱所	その他	広島市
令和五年二月三日	その他	給油取扱所	広島市

注一 講習種別欄の「給油取扱所」とは、給油取扱所において危険物の取扱作業に従事している危険物取扱者を対象とした講習であり、「コンビナート」とは、コンビナート等特別防災区域内の製造所等において危険物の取扱作業に従事している危険物取扱者を対象とした講習であり、「その他」とは、前二者以外の危険物の取扱作業に従事している危険物取扱者を対象とした講習である。

二 受講申請書を受理した後、講習日時及び会場を指定した受講票を本人宛てに送付する。

三 受講人員の状況により、会場によっては講習希望日を変更し、又は講習を取りやめる場合がある。

## 二 受講申請書の受付期間等

令和四年十月十三日（木）から令和四年十月二十六日（水）まで（受付時間は、午前九時から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。）。ただし、土曜日及び日曜日を除く。

郵送の場合は、令和四年十月二十六日（水）までの消印があるものに限り受け付ける。